別紙１

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針
⑴棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入れ原価法によっている

⑵固定資産の減価償却の方法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている

⑶引当金の計上基準
1)退職給付引当金
愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している

2)賞与引当金
職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している

⑷消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている

⑸リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている

3. 法人で採用する退職給付制度
退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
毎会計年度終了後2カ月以内に次の計算書類及び第3項に定める附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。
(1) 法人全体として、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表
(2) 事業区分の拠点区分別に、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表
(3) 拠点区分として、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表
(4) 附属明細書として、サービス区分別に拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書
(5) 事業区分、拠点区分及びサービス区分の内容
・事業区分は社会福祉事業とする。
・拠点区分は予算管理の単位とする。一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とし、法人本部は独立した拠点区分とする。
・事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなけらばならない。
・前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。
1) 社会福祉事業区分
①法人本部拠点区分
②豊正園拠点区分
ア　障害者支援施設 豊正園
イ　短期入所施設 豊正園
ウ　相談支援センター豊正園
③フレンドまつの拠点区分
ア　障害者支援施設フレンドまつの
イ　短期入所施設フレンドまつの
④多機能型支援事業所フレンド拠点区分
ア　生活介護支援
イ　就労継続支援Ｂ型
⑤フレンドホーム拠点区分
ア　フレンドホーム（共同生活援助）
イ　短期入所事業所フレンドホーム
⑥ライフまつの拠点区分
ア　障害者支援施設ライフまつの
イ　短期入所施設ライフまつの
ウ　相談支援センターまつの
⑦多機能型支援事業所よしだ拠点区分
ア　生活介護支援
イ　就労継続支援Ｂ型

ウ　就労移行支援
⑧きさいやホーム拠点区分
ア　きさいやホーム（共同生活援助）
イ　短期入所事業所きさいやホーム

5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	83,042,629	110,735,678	0	193,778,307
建物	559,280,568	0	45,904,113	513,376,455
合計	642,323,197	110,735,678	45,904,113	707,154,762

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,672,542,335	1,159,165,880	513,376,455
小計	1,672,542,335	1,159,165,880	513,376,455
その他の固定資産			
建物	28,752,117	16,310,641	12,441,476
構築物	103,360,084	72,449,658	30,910,426
機械及び装置	4,191,000	4,190,998	2
車輌運搬具	43,709,431	37,561,131	6,148,300
器具及び備品	139,043,389	115,860,442	23,182,947
小計	319,056,021	246,372,870	72,683,151
合計	1,991,598,356	1,405,538,750	586,059,606

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	156,520,305	0	156,520,305
未収補助金	11,254,850	0	11,254,850
合計	167,775,155	0	167,775,155

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 関連当事者との取引の内容
該当なし

12. 重要な偶発債務
該当なし

13. 重要な後発事象
該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑵引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑶消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑷リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴法人本部拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	26,320,000	0	0	26,320,000
建物	2,581,250	0	201,000	2,380,250
合計	28,901,250	0	201,000	28,700,250

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	3,000,000	619,750	2,380,250
小計	3,000,000	619,750	2,380,250
その他の固定資産			
建物	7,362,948	2,691,613	4,671,335
構築物	3,280,000	1,558,000	1,722,000
車輌運搬具	1,275,990	1,275,989	1
器具及び備品	2,080,887	1,383,408	697,479
小計	13,999,825	6,909,010	7,090,815
合計	16,999,825	7,528,760	9,471,065

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにす

るために必要な事項
　該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（豊正園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑵引当金の計上基準

1) 退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2) 賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑶消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑷リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人医療福祉機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴豊正園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

⑷豊正園拠点区分におけるサービス区分の内容

①障害者支援施設豊正園

②短期入所施設豊正園

③相談支援センター豊正園

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	38,697,629	110,735,678	0	149,433,307
建物	41,535,480	0	3,341,576	38,193,904
合計	80,233,109	110,735,678	3,341,576	187,627,211

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	395,588,220	357,394,316	38,193,904
小計	395,588,220	357,394,316	38,193,904
その他の固定資産			
建物	2,924,200	1,646,705	1,277,495
構築物	14,344,265	6,420,300	7,923,965
機械及び装置	4,191,000	4,190,998	2
車輌運搬具	16,591,300	14,105,587	2,485,713
器具及び備品	46,819,014	43,306,792	3,512,222
小計	84,869,779	69,670,382	15,199,397
合計	480,457,999	427,064,698	53,393,301

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	39,859,258	0	39,859,258
合計	39,859,258	0	39,859,258

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象
　該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
　該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（フレンドまつの拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(2)引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)フレンドまつの拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2)拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

(3)拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

(4)フレンドまつの拠点区分におけるサービス区分の内容

①障害者支援施設フレンドまつの

②短期入所施設フレンドまつの

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	112,261,448	0	11,791,269	100,470,179
合計	112,261,448	0	11,791,269	100,470,179

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	459,770,242	359,300,063	100,470,179
小計	459,770,242	359,300,063	100,470,179
その他の固定資産			
建物	3,908,436	3,194,662	713,774
構築物	30,276,396	29,217,336	1,059,060
車輌運搬具	12,818,730	10,474,559	2,344,171
器具及び備品	27,868,620	21,433,169	6,435,451
小計	74,872,182	64,319,726	10,552,456
合計	534,642,424	423,619,789	111,022,635

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	42,561,151	0	42,561,151
未収補助金	4,666,950	0	4,666,950
合計	47,228,101	0	47,228,101

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（ライフまつの拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(2)引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)ライフまつの拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙３⑩)

(3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙３⑪)

(4)ライフまつの拠点区分におけるサービス区分の内容

①障害者支援施設ライフまつの

②短期入所施設ライフまつの

③相談支援センターまつの

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	119,284,955	0	9,482,150	109,802,805
合計	119,284,955	0	9,482,150	109,802,805

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	367,042,161	257,239,356	109,802,805
小計	367,042,161	257,239,356	109,802,805
その他の固定資産			
構築物	8,510,000	7,165,920	1,344,080
車輌運搬具	8,494,800	7,401,837	1,092,963
器具及び備品	47,964,136	38,050,404	9,913,732
小計	64,968,936	52,618,161	12,350,775
合計	432,011,097	309,857,517	122,153,580

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	34,269,902	0	34,269,902
未収補助金	2,049,000	0	2,049,000
合計	36,318,902	0	36,318,902

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（フレンドホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑵引当金の計上基準

1) 退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2) 賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑶消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑷リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人医療福祉機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴フレンドホーム拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

⑷フレンドホーム拠点区分におけるサービス区分の内容

①介護サービス包括型指定共同生活援助フレンドホーム

②短期入所事業所フレンドホーム

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	126,702,565	0	13,626,838	113,075,727
合計	126,702,565	0	13,626,838	113,075,727

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	270,518,100	157,442,373	113,075,727
小計	270,518,100	157,442,373	113,075,727
その他の固定資産			
建物	1,198,800	489,510	709,290
構築物	35,651,551	23,460,560	12,190,991
器具及び備品	3,403,336	3,066,438	336,898
小計	40,253,687	27,016,508	13,237,179
合計	310,771,787	184,458,881	126,312,906

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,019,294	0	11,019,294
未収補助金	4,170,000	0	4,170,000
合計	15,189,294	0	15,189,294

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにす

るために必要な事項
　該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（多機能型支援事業所フレンド拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入れ原価法によっている

⑵固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑶引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑷消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑸リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴多機能型支援事業所フレンド拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

⑷多機能型支援事業所フレンド拠点区分におけるサービス区分の内容

①生活介護支援

②就労継続支援Ｂ型

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	4,091,814	2,201,227	1,890,587
構築物	1,825,133	1,614,901	210,232
車輌運搬具	1,438,886	1,407,151	31,735
器具及び備品	7,732,382	6,418,259	1,314,123
小計	15,088,215	11,641,538	3,446,677
合計	15,088,215	11,641,538	3,446,677

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,234,440	0	15,234,440
未収補助金	2,900	0	2,900
合計	15,237,340	0	15,237,340

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（多機能型支援事業所よしだ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入れ原価法によっている

⑵固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑶引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑷消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑸リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴多機能型支援事業所フレンドよしだ拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

⑷多機能型支援事業所フレンドよしだ拠点区分におけるサービス区分の内容

①生活介護支援

②就労継続支援Ｂ型

③就労移行支援

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,025,000	0	0	18,025,000
建物	69,644,215	0	4,153,849	65,490,366
合計	87,669,215	0	4,153,849	83,515,366

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	81,287,249	15,796,883	65,490,366
小計	81,287,249	15,796,883	65,490,366
その他の固定資産			
建物	9,265,919	6,086,924	3,178,995
構築物	4,312,820	1,600,976	2,711,844
車輌運搬具	1,540,004	1,540,003	1
器具及び備品	2,219,306	1,524,919	694,387
小計	17,338,049	10,752,822	6,585,227
合計	98,625,298	26,549,705	72,075,593

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,389,830	0	9,389,830
合計	9,389,830	0	9,389,830

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

別紙２

計算書類に対する注記（きさいやホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

⑴固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

⑵引当金の計上基準

1)退職給付引当金

愛媛県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2)賞与引当金

職員に支給する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

⑶消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑷リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛媛県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴きさいやホーム拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３⑩）

⑶拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙３⑪）

⑷きさいやホーム拠点区分におけるサービス区分の内容

①介護サービス包括型指定共同生活援助きさいやホーム

②短期入所事業所きさいやホーム

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	87,270,655	0	3,307,431	83,963,224
合計	87,270,655	0	3,307,431	83,963,224

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	95,336,363	11,373,139	83,963,224
小計	95,336,363	11,373,139	83,963,224
その他の固定資産			
構築物	5,159,919	1,411,665	3,748,254
車輌運搬具	1,549,721	1,356,005	193,716
器具及び備品	955,708	677,053	278,655
小計	7,665,348	3,444,723	4,220,625
合計	103,001,711	14,817,862	88,183,849

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位:円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,186,430	0	4,186,430
未収補助金	366,000	0	366,000
合計	4,552,430	0	4,552,430

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし